

「推薦図書」

「朝 30 分を続けなさい！」

人生勝利へのスピード倍増！朝勉強のススメ
発行所アスコム 古市幸雄著

「女性だけの 30 分フィットネス」。これは、女性専用フィットネスクラブカーブスの看板です。この会社のキャッチフレーズは「トレーニングはたった 30 分」。「トレーニングタイムはあなたの好きな時間」。「コミュニティで気の合う仲間と無理なく楽しく」。全世界に 10,000 店展開中だそうである。

「朝 30 分を続けなさい！」この本は、「1 日 30 分を続けなさい」の続編として書かれたものです。著者は、アメリカ留学を通じて、英語のスキル向上のため、勉強量の不足を感じ、毎日 40 分英字新聞読むことを自分に課しました。

それを続けることにより、著者が取得したスキルや資格は次のものです。

MBA(経営学修士) TOEIC(国際コミュニケーション英語能力テスト)980点、 中学高校の英語の教員免許、 MCSE(マイクロソフト認定システム

< 労務管理ワンポイントレッスン >

Q. 同じ休みでも「休日」と「休暇」の違いは何ですか。

A. 「休日」とは、労働契約上「労働義務の生じない日」のことです。一方、「休暇」とは、労働義務はあっても、その「労働義務を免除されている日」ということとなります。

それでは実務上、どのようなことに関わりが出てくるのでしょうか。

具体的には、割増賃金の計算に関連して、会社の 1 カ月当たりの所定労働時間の長さに影響することになります。1 カ月当たりの所定労働時間の計算は、年間の暦日から会社が決めた休日数を引き、それに会社の所定労働時間をかけて 12 ヶ月で割った値になります。この 1 カ月当たりの所定労働時間の時間数が、割増賃金の額に大きな影響を及ぼします。1 カ月当たりの時間数が短かければ、その分単位当たりの時間給は高くなります。つまり、休日数が多ければ、所定労働時間は短くなりその分、時間当たりの賃金が高くなるのです。ですから時短を進めれば進めるほど、時間当たりの賃金は高くなり実質的には昇給をしたこととなります。

また、振替休日に年次有給休暇をとるというような

川上労務通信 25 号 2008 年 10 月 1 日
有限会社川上労務センター
社労士・診断士 川上金四郎
高崎市南大類町 1366-3
URL : www.syugyoukanri.com

エンジニア)、 MCDBA (マイクロソフト認定データベースアドミニストレータ) サンマイクロシステムズ認定 JAV A プログラマなど、など。

「凡人の私たちが他の人との差別化を図るには、たった 30 分でいいので朝早く起きて勉強することです。毎朝 30 分でかまいません。

人間の基本的な能力には大きな違いはありません。人生は、当たり前前のことを毎日続けられる人が勝つのです。

もし朝勉強を続けられれば、あなたが自分の業界でトップ 5%にはいることは約束されたも同然です。」(表紙前書きより)



ことが行われていますが、これは「休日」と「休暇」を履き違えていることの証です。「振替休日」として初めから労働義務のない休日に、年次休暇を取りようがないのです。このような誤解がはびこっている会社が多いのです。総務の担当者にご注意を！

< 予告 >

「社員と、もめ事を起こさない就業規則の作り方セミナー」
当事務所主催の、経営者・経営企画室・人事・総務担当者向けセミナーを開催いたします。

日時：平成 20 年 12 月 3 日(水) 開催予定

様々な労務トラブルを防止するために就業規則の役割がますます重要になってきました。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。